

令和6年第11回別府市農業委員会総会議事録

日時 令和6年11月1日(金)午後2時00分
場所 別府市役所 農業委員会室
招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一
次第

議案第1号

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積
促進計画の意見について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

- (1) 農地法第3条第3項の規定による届
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

出席委員

農業委員 7名

1番 久保 賢一	2番 後藤 利夫
3番 彌田 和好	4番 齊藤 孝一
5番 久恒 美千代	6番 星野 賢一
7番 小畑 義宏	※ 番号は議席番号

農地利用最適化推進委員 7名

中部地区 佐藤 進蔵	亀川地区 恒松 はつみ
朝日地区 伊藤 博文	東山1地区 大野 基
東山2地区 大野 泰徳	浜脇地区 安部 憲次
内成地区 園田 喜久男	

出席職員

事務局長 岩男 涼子	局長補佐 中川 朋美
主 査 吉岡 千紘	

(事務局)

皆さま、こんにちは。

会議を始めるにあたり、お願い事項がございます。

総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りください。

また、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえご発言下さい。

やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、只今より令和6年第11回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数は過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(会長)

皆さんこんにちは。

さて、先月の全国棚田サミットに参加された委員の方々、大変お疲れ様でした。来年の別府市開催に向けて、今年の式典、分科会、現地視察に参加していただきました。棚田の保全と地域活性化を目指す全国棚田サミットですが、上田市は500人、別府市は1,000人ということを予定しているようでございます。皆様のお力を借りてやっていかないと1,000人の対応というのはなかなか難しいと思いますので、協力のほどよろしくお願いいたします。

それと今月また芋ほりがありますので、その分もよろしくお願いいたします。

また、今回は最適化推進委員さんも出席いただいております。本日は、総会の後に、違反転用等の報告、コンプライアンス研修がありますので、時間は少し長くなろうかと思いますが、皆さんお付き合ってください。

それでは、議事に入ります。

本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議がないようでありますので、2番委員、3番委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議に入ります。

議案の内容について事務局の説明を求めます。

(事務局)

はい、それでは議案をご覧ください。

議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見について」です。これは農地中間管理機構を通じて貸借するもので、中間管理機構がこの農地利用集積促進計画を定める際には、農業委員会と市町村の意見を聴かなければならないとされています。

申請番号1についてです。2 ページをお開きください。

土地所有者 別府市の方 借受人も別府市の方です。区分、農振農用地区域外。貸借権を設定する土地、大字南畑、田、現況 田、2,034 m²です。賃貸料は なし、借受後の経営作目 トマト・白菜・ほうれん草、機構の借受期間は令和 7 年 1 月 1 日～令和 16 年 12 月 31 日までの 10 年間。借受人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地の貸付について、市町村が適当であると認めるもの、です。

(議長)

只今、申請番号 1 について事務局の説明が終わりました。亀川地区の 7 番委員に確認をお願いいたしました。補足説明をお願いいたします。

(7 番委員)

今説明がありました、農業委員会の説明を受けるということと言われましたけれど、これ中間管理機構でやりとりしているもので、そもそも農業委員会への声掛けもなく、自分としては〇〇さんがどういう人かもわかりません。農地としては貸せる状態になっています。きれいに耕して草もない状態になっていますが、〇〇さんが農機具をどのくらい持っているのかやる気があるのかそこから辺の情報が一切ありません。農地は貸せる状態にあるので、認めるということであれば問題ないかと思います。

(議長)

只今、7 番委員の補足説明が終わりました。申請番号 1 番について、ご意見があれば、お受けいたします。

(3 番委員)

はい。では、私が補足で。9 月の時は、小松菜を畝作って植えたんですけど、急になくなって全くない状態になったので、〇〇にやられたのかな。大体週 2 回草取りに来ているようで、本人としては農機具と言えばスコップとならずレンチ、ほとんど機械を持ってないような状態で、本人は手で草取りを地道にやって、やる気はあるんじゃないかなと思うんですけど。時期的に、作物は植える時期ではないので、春先になってみないとわからないと思います。本人はやる気があると言っているんで、妥当じゃないかと思います。

(7番委員)

本人は機械を買う気はあるんですか。2反あると思うんですけど、3枚に分かれていて1番上は畝みたいなのを作っていたんですけど。

(3番委員)

田を平らにしているところは○さんがトラクターで平らにして。

(7番委員)

今後買う予定がなければ、毎年毎年、○さんが耕すのか。

(3番委員)

それはわからんけど。畝は私が作ったんや。本人は、最初は経費をかけんではじめちよんから、2反は厳しいかと思うけど、本人次第やから。

(7番委員)

農林水産課は貸せるという判断をしたんですか。

(事務局)

農林水産課は中間管理機構と、貸主と現地を確認した、この土地ですと確認をしたそうです。

(7番委員)」

でも、借主が全くやる気なしでほったらかさかれても困るんで。そこら辺の情報が耕運機でも買う予定があるとかそこら辺の情報がないと。

(6番委員)

すみません、大事な総会なので、議長の指示で話をしてください。

(議長)

はい。7番委員どうぞ。

(7番委員)

地主の息子さんがうまくやりとりをしていくんだろうと思いますから、まずは承認して様子を見て確認していこうと思います。農林水産課と中間管理機構が本当に貸せる人なのか全然わからないのでそこら辺は改善していかないと。

(事務局)

今、ちょうど中間管理機構の貸借について、農林水産課と農業委員会の関わり方の変更の提案が来ているところです。担当も今回初めて聞くような内容でしたけど、今後検討して県内で統一したやり方が決まっていくのではないかと考えています。またそれが決まりましたら皆さんに提案させていただこうと考えておりますので、今後の検討課題ということにさせていただければと思います。

(議長)

他にご意見、ご質問はありませんか。ご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第1号申請番号1番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第1号申請番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号2について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

申請番号2についてです。

土地所有者 別府市の方 借受人も別府市の方です。区分、農振農用地区域外。貸借権を設定する土地、大字内竈、田、現況 田、1,239 m²のうち 111 m²、外1筆、計 2,243 m²のうち314m²です。賃貸料なし、借受後の経営作目 へびきゅうり・唐辛子・サツマイモ・里芋、機構の借受期間は令和7年1月 1 日～令和11年12月 31 日までの5年間。借受人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地の貸付について、市町村が適当であると認めるもの、です。

(議長)

只今、申請番号2について事務局の説明が終わりました。亀川地区の7番委員、補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

はい。借受人の〇さんは市議会議員で、農業ができるのか心配ではありますが、若い頃か子どもの頃、農業をされていたと聞いたことがあります。情報によりますと、留学生と合計 314 m²ですか、家庭菜園的な農業を留学生と一緒にやるということなので大丈夫かと思えます。農地の方は草は生えてなくて、耕せばすぐ植えられるような形で、大丈夫だと思います。

(議長)

只今、7番委員の補足説明が終わりました。申請番号2番について、ご意見があれば、お受けいたします。

(3番委員)

はい。1つの筆の中のどこになるんですか。

(7番委員)

どこになるか確認してはいいんですが、この土地は貸主の〇〇さんが地域の人から購入した土地でして、大部分は稲田にしているんですが、端っこの方は稲田にしていないので、そこかと思っています。

(3番委員)

情報によると、の情報は事務局から？

(7番委員)

留学生と一緒にやるというのは事務局からです。

(事務局)

留学生の情報源ですけど、農林水産課が貸し手にも借り手にも話を聞くんですけども、へびきゅうりというのが留学生の地元で獲れているきゅうりで、留学生も一緒にするということでした。

(会長)

他に質問はありませんか。

(委員)

では、留学生が主に作るんですか？

(7番委員)

借主は堂面地区は散歩道で、地域の方ともよく話したりしているみたいで、借主がある程度は作るんだと思います。

(議長)

ほかにご意見やご質問等はないですか。特にご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第1号申請番号2番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議がないようであります。

議案第1号申請番号2番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)第3条の3の規定による届について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

別にありません。

(議長)

特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご質問等もないようであります。

最後に、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

特になし。

(議長)

特にご質問もないようであります。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

続いて、その他についてです。

事務局から説明をお願い致します。

～以下、非公開～

(会長)

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、今のところは、農地法違反ではないものの、担当地区の委員さんは見守りをお願いします、ということでした。

ご意見、ご質問等がありますか。

ご意見、ご質問等がないようでしたら、以上をもちまして終了いたします。

この後は、事前にお知らせしていました、コンプライアンス研修を開催いたしますので、5分間の休憩は今下からいいですか、では休憩ないということで皆様こちらにお集まりください。お疲れ様でした。

～以下、非公開～

閉会 15時20分

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議長 _____ 会長 _____

署名委員 _____ 2番委員 _____

署名委員 _____ 3番委員 _____